

第23期第4回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年10月29日 (水) 14:00~

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について

(諮問) 資料 1

(2) 第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について (報告)

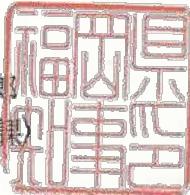
資料 2

(3) その他

7漁管第1571号
令和7年10月10日

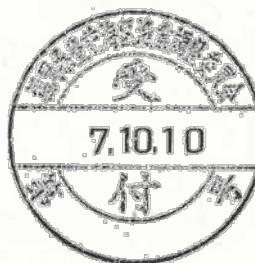
福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」と
いう。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手縄第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48 kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手縄第二種なまここぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48 kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10 kW（調整7馬力）以下	5トン未満	4	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
機船船びき網漁業	1そうあみ浮びき網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
機船船びき網漁業	しばえび浮びき網漁業	福岡県豊前海区海面	9月11日から10月31日まで	330 kW（旧漁船法馬力数70馬力（調整35馬力））以下・総行程容積7.54m ³ 以下	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	6	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	5	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月1日から令和7年11月30日まで

第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時：令和7年8月20日(水) 午後2時00分から

場 所：豊前海水産会館 3階大会議室

(福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号)

※出席者の一部は会場に参集せず Web 上で会議に出席

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第1号議案 会長の互選について

第2号議案 副会長の互選について

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手縄第三種漁業の操業始期
について

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手縄第三種漁業とふぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に
ついて

4 その他の議題

5 閉 会

第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

○漁業調整委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
周防灘三県連合海区 漁業調整委員会	委 員	竹本 信正 渡壁 勝則	山口県瀬戸内海海区
		江口 猛 森林 保治 豊田 達三 濱田 真澄 近藤 勝利	福岡県豊前海区
		阿部 貴史 笛吹 理絵 渡邊 英敏 岡崎 都 近乗 美信	大分海区
瀬戸内海広域 漁業調整委員会	委 員	瀧口 克己	

○水産庁・県・海区漁業調整委員会事務局

所 属	職 名	氏 名
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調整課	課 長	鉢嶺 朗
山口県農林水産部水産振興課 (山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局)	調整監(事務局長) 主査(書記) 主任(書記) 主事(書記)	魚津 勝 枝廣 直樹 石田 健太 藤井 玲光
福岡県農林水産部水産局漁業管理課	漁業調整係長 技術主査	松本 昌大 宮本 博和
福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務局長 技術主査 主任主事	池浦 繁 中川 清 山田 菜美子
大分県農林水産部漁業管理課 (大分海区漁業調整委員会事務局)	参事(事務局長) 主幹(事務局次長) 主査(主査)	平川 千修 三ヶ尻 孝文 野田 誠

第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

議案書

日 時： 令和7年8月20日（水）午後2時00分から
場 所： 豊前海水産会館 3階大会議室
（福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号）

※出席者の一部は会場に参集せず Web上で会議に出席

第1号議案 会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3～4 略

第2号議案 副会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 略

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 略

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手縄第三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手縄第三種漁業と
ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について
(案)

7 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手縄第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和7年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会長 ○○ ○○

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和5年8月8日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手縄第三種漁業（共同漁業権に基づく手縄第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

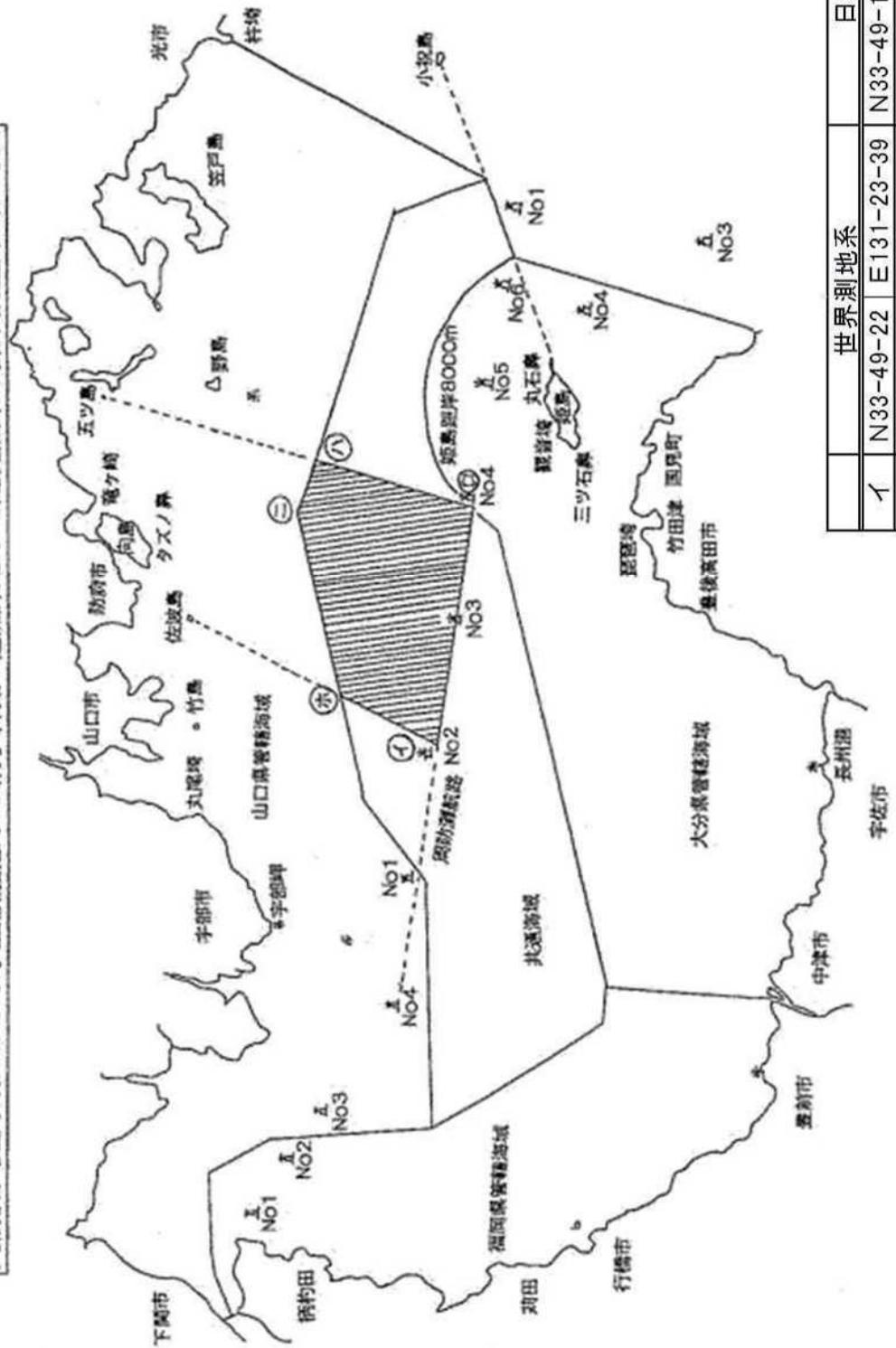
イ 小型機船底びき網手縄第三種漁業にあっては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあっては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和7年11月 日から令和7年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手縄第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



世界測地系				日本測地系
一	N33-49-22	E131-23-39	N33-49-10	E131-23-48
口	N33-47-18	E131-35-27	N33-47-06	E131-35-36
八	N33-53-22	E131-38-05	N33-53-10	E131-38-14
二	N33-54-06	E131-35-31	N33-53-54	E131-35-40
木	N33-52-54	E131-26-31	N33-52-42	E131-26-39

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新について

協定書（案）

周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の秩序を確立し、もって円滑な操業を確保するため、山口県知事（以下「甲」という。）、福岡県知事（以下「乙」という。）及び大分県知事（以下「丙」という。）とは、次の条項により協定した。

（趣旨）

第1条 甲、乙及び丙は、周防灘におけるそれぞれの県の境界について一致した認定をすることが困難であり、また早急に認定することも望めないので、山口県、福岡県及び大分県の3県間で漁業調整上最も紛争の多い小型機船底びき網漁業について協定を結びその円滑な操業を図ろうとするものである。

（基点）

第2条 この協定に定める海域を表示するための基点（以下「基点」という。）は、別表のとおりとする。

（適用海域）

第3条 この協定の適用される海域は、基点アとイを結ぶ線、基点ニ、ナ、ス及びセを順次に結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（以下「適用海域」という。）とする。

（区域の表示）

第4条 適用海域における区域の表示は、次のとおりとする。

- (1) 基点ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 甲の管轄海域
- (2) 基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ソ、タ及びチを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 乙の管轄海域
- (3) 基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 丙の管轄海域
- (4) 基点ト、テ、ツ、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナを順次に結ぶ線と基点ナとトの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線によって囲まれた海域 共通海域

（許可の操業区域）

第5条 甲及び乙は、丙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、丙の管轄海域及び共通海域を大分県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

2 甲及び丙は、乙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、乙の管轄海域及び共通海域を福岡県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

3 乙及び丙は、甲が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、甲の管轄海域及び共通海域を山口県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

(入 漁)

第6条 山口県、福岡県及び大分県の小型機船底びき網漁業者は他の県の知事の管轄海域で操業する場合は、当該県の知事の許可を受けるものとする。

2 前項の甲、乙及び丙の管轄海域への相互入漁については、この協定と同時に別に定める。

(共通海域における規制)

第7条 共通海域における小型機船底びき網漁業の操業に関する規制については、甲、乙及び丙が周防灘3県連合海区漁業調整委員会と協議の上、別に定めるものとする。

(漁業権漁業の保護)

第8条 共通海域における漁業権漁業の保護のため、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域においては、毎年3月19日午前7時から5月31日午前7時までの間、小型機船底びき網漁業の操業を禁止するものとする。

2 乙及び丙は、甲が前項の区域のうち、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域において、区域を限って前項の期間より短い期間を定めることについて了解するものとする。

3 甲は、前項の区域及び期間を定めたときは、すみやかに乙及び丙に通報するものとする。

(漁業取締り)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結の精神にのっとり、自県船の違反防止に努めるものとする。

2 適用海域における漁業取締りについては、甲、乙及び丙は、協議の上、別に定めるものとする。

3 共通海域における漁業関係法令の違反に対する行政処分については、甲、乙及び丙が協議して別に定める基準により行うものとする。

(関係漁業者に対する指導)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の実効を期するため、協定の内容について自県の関係漁業者に周知徹底を図るとともに必要な指導を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、令和8年4月1日から効力を生じ、有効期間は2年とする。

(その他)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定の実施について、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、小型機船底びき網漁業と関連のある漁業等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 この協定の条文の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 善政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 佐藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
金子 守男

別 表

基点は、次のとおりとする。

- ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台
- ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点
- エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位 173 度 1, 530 メートルの点（福岡県北九州市門司区部埼灯台から真方位 310 度 28 分 2, 975 メートルの点～昭和 42 年 3 月 13 日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点）
- オ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- カ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯 33 度 59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒）とを結ぶ線の中央点
- キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点
- コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点
- シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点
- セ 山口県光市大字室積村杵崎西端
- ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西 3 号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- タ チの点から真方位 6 度 15 分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位 296 度 20 分 80 メートルの点
- ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤

灯台とを結ぶ線との交点

- テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点
- ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から 8,000 メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点
- ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から 8,000 メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡
- ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯 33 度 56 分 12 秒、東経 131 度 13 分 57 秒）とチの点とを結ぶ線の中央点
- ネ チの点から真方位 6 度 15 分の線上チの点から 17,000 メートルの点

漁業取締りに関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 管轄海域における漁業取締りについては、当該管轄県がこれを行うものとする。
- 2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。

なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更を生じないものとする。

 - (1) 法律及び省令違反（（2）から（4）に掲げるものを除く。）については、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法（以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第44条違反及び法第47条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (2) 法第58条において読み替えて準用する法第54条第2項違反については、効力の停止の命令を発出した県が取締りを行うものとする。
 - (3) 法第131条第1項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (4) 3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘3県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。
 - (5) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3県以外に属するものに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認した県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。
 - (6) 前5号の規定により、自らが取り締めることができない違反を現認したときは、取締権限を有する他の2県又は水産庁その他の取締機関に、事件引継又は通報するものとする。
- 3 周防灘3県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する法第120条第11項による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。
- 4 3県は、共通海域における漁業取締りの実効を期すために必要があると認めるときは、水産庁と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この覚書は、令和8年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

福岡県知事 服部 誠太郎

大分県知事 佐藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 金子 守男

行政処分に関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第3項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 周防灘3県協定第9条第3項の定めによる基準は、3県は一致するように努力する。
- 2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 3県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。
 - (2) 3県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。
 - (3) 3県以外の取締機関が3県内に属さない者を検挙したものについては、3県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡嗣政

福岡県知事 服部誠太郎

大分県知事 佐藤樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 金子守男

たいらぎ漕漁業の許可に関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第12条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、たいらぎ漕漁業の取扱いについて、次のとおり覚書を交換した。

1 大分県知事が許可するたいらぎ漕漁業については、次に定めるところによるものとする。

（1）操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニの4点を順次に結ぶ3線、ニ、ホの間における大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線及びホ、ヘ、トの3点を順次に結ぶ2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

イ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点

ロ イの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

ハ 周防灘航路第3号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ハの点と旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）とを結ぶ線との交点

ホ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

ヘ ホの点と伊予灘西航路第3号灯浮標とを結ぶ線と、姫島三ツ石鼻から伊予灘西航路第4号灯浮標を見通した線との交点

ト 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

（2）操業期間

2月1日から7月10日まで及び8月20日から9月30日までとする。

（3）許可隻数

550隻以内とする。

（4）許可条件

イ 貝殻は、持ち帰らなければならない。

ロ 日没から日出までは、操業してはならない。

2 この覚書の有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 佐藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
金子 守男

入漁協定書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と大分県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数及び区域）

- 第1条 甲は、大分県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端と大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との間における甲の管轄海域とする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120隻を限度に許可するものとし、操業区域は、大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点から真方位6度15分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度（磁針方位）の線との間における乙の管轄海域とする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（入漁者の選定基準）

- 第2条 甲及び乙は、入漁の許可を受けている大分県又は山口県の漁業者が自己の管轄海域において小型機船底びき網手縄第2種漁業につき違反を行ったときは、当該漁業者に対し当該漁期中その入漁を停止するものとする。
- 2 甲及び乙は、入漁の許可を受けていない者が、甲又は乙の管轄海域において小型機船底びき網漁業の操業を行ったときは、当該漁業者に対し、以降の入漁の許可をしないことがある。
- 3 甲及び乙は、共通海域において小型機船底びき網手縄第3種漁業の違反を行った者に対し、甲、乙協議の上、自己の管轄海域への入漁を停止し、又は入漁の許可をしないことができるものとする。

（協定の有効期間）

- 第3条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和8年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡嗣政

乙 大分県知事 佐藤樹一郎

入漁協定書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数）

- 第1条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（協定の有効期間）

- 第2条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和8年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

いかす網（いかかご）漁業の入漁に関する了解事項（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定に関連して協議されたいかす網（いかかご）漁業について、次のとおり了解する。

福岡県から山口県漁場（共同漁業権漁場）に入漁するいかす網（いかかご）漁業については、従来の実績を尊重して処理するものとする。

令和 年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長 向 井 秀

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 尾 田 成 幸

(參 考 資 料)

周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 周防灘三県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は漁業法その他法令の定めるところにより、第2条に定める海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものはこの限りでない。

(設置区域)

第2条 委員会は、次の海区をもって設置する。

山口県瀬戸内海海区

福岡県豊前海区

大分海区

(事務局所在地)

第3条 委員会の事務局は、会長の属する海区漁業調整委員会事務局内に置く。

(委員会)

第4条 委員会は委員15名(各海区5名)をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。

3 専門委員は学識経験のある者のうちから、関係県の知事が協議のうえ選任する。

4 委員会の事務は事務局所在地の委員会書記がこれを行う。

(会長、副会長の職務)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長共に事故あるときは委員が互選した委員でその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長及び前条に規定する職務を代理する者が互選されていないか若しくは欠けたときは会長及び前条に規定する職務を代理する者にともに事故あるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは会長はその請求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はすくなくとも7日前に議事事項並びに委員会の日時及び場所を第2条の委員会に通知しなければならない。

4 委員会は開催通知を受取ったならば、日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともにただちに代表委員に通知しなければならない。

5 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は定員の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別のさだめある場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、

委員会において緊急を要すると認めた事項についてはこの限りでない。

2 委員から発言を求めたときはその要求の順序によって議長がこれを許可する。

第9条 委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

第10条 委員は自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席して発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は会議の議事録を作成し下記の事項を記載する。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議決の結果

(5) その他重要な事項

第12条 議事録は会長の指名する委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

(雑則)

第15条 前各号に定めるもののほか、議事の運営に関する必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和55年9月30日から適用する。

附 則

この規程は平成21年9月30日から適用する。

附 則

この規程は令和2年9月24日から適用する。